

**大田原市建築物耐震改修促進計画（四期計画）案に対する意見公募  
（パブリックコメント）の実施結果について**

**1. 意見募集（パブリックコメント）の概要**

- (1) 計画等の名称 大田原市建築物耐震改修促進計画（四期計画）
- (2) 計画案の公表日 令和8年1月9日（金）
- (3) 意見の募集期間 令和8年1月9日（金）から令和8年1月28日（水）まで
- (4) 意見の提出状況 1名（提出方法：持参）
- (5) 提出された意見数 6件

**2. 提出された意見に対する市の考え方**

※ご意見の内容は一部要約しております。また、文言等の誤りは修正しております。

No.	意見の内容	市の考え方
1	住宅建築物の耐震化の現状及び課題として、耐震化推進の対象と目標をたてて、促進していくことは、良い取り組みだと思う。できれば重点地区、危険度の高い地域をくわえていただきたい。	耐震化の促進にご理解いただき、ありがとうございます。 ご意見をいただきました、「重点地区」、「危険度の高い地域」につきましては、「緊急輸送道路の沿道」が該当します。
2	住宅の耐震化は所有者の問題であるが、倒壊すると道路を閉鎖するなど、避難や支援物資の輸送に支障をきたすため、地域防災にも直結する問題である。	四期計画期間中に、栃木県と連携して、緊急輸送道路の沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物の実態把握を行い、耐震診断を義務付ける路線について検討いたします。 (P10 に記載)
3	住宅の耐震化率は86.7%から88.3%となりました。目標を達成できなかった要因としては、住宅所有者の高齢化や家族構成の変化があるとしているが、理由をあげるだけでなく、積極的に対策をあげるべきである。大田原市として市民には地震や耐震に関心をもってもらい、個々に必要な対策を講じてもらうことが重要である。	住宅の耐震化を促進するため、「安心して相談できる環境の整備」、「普及啓発」、「各種支援の実施」を行います。 また、「大田原市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、毎年度において施策の評価・検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行い、施策の充実及び改善を図ります。 (P9 に記載)

4	<p>耐震改修の実施が難しいケースとして費用負担の大きさ、高齢、後継者がいない等があるが、従来の「防災」の視点だけでなく「減災」にも視点を向けることが重要である。</p> <p>大田原市は耐震化率等の数値にとられることのないよう本質は、地震や耐震に関心をもってもらい、個々に必要な対策を講じてもらうことが重要。</p>	<p>地震時の被害を軽減するための安全対策として、外壁や窓ガラスの落下防止、家具の転倒防止、エレベーターの安全対策などの普及啓発を図り、必要に応じて改善の指導を行います。</p> <p>(P10～11に記載)</p>
5	<p>建物と同様に長年経過したブロック塀により重大な被害が発生するおそれがある。大田原市においても東日本震災のときもブロック塀による重大な被害が発生した。道路に面する危険なブロック塀の撤去と改修補助制度などを創設するとともに、対策にも取り組んでもらいたい。</p>	<p>危険なブロック塀等の安全対策につきましては、令和元年に除却費用や建替え・改修工事費用の補助制度を創設しており、引き続き普及啓発や費用の助成を進めていきます。</p> <p>(P10に記載)</p>
6	<p>耐震化避難所や避難所以外の耐震化助成について、今後分散避難を進めるうえで在宅避難者のサポートを担う必要となる。避難所に指定されていないなくとも、その拠点となる集会所などの耐震化も助成の対象に含めるべきである。</p>	<p>避難所に指定されている市有建築物で耐震性が不十分な建築物が残っているため、四期計画においては、これらの建築物の耐震化を進め、おおむね解消することを目標といたします。</p> <p>なお、避難所に指定されていない集会所等の耐震化について、助成対象とすることは考えておりません。</p> <p>(P7・10に記載)</p>